

フランスにおける法人の人格権

石井智弥

1. はじめに

フランスでは、法人にも精神的損害が認められている。これについては、フランス不法行為法の成立要件が関係している、ということの前稿で論じた。すなわち、フランスの不法行為成立要件では、権利侵害要件がなく、被侵害利益の内容については損害要件の中で論じられるため、法人にも非財産的損害、ひいては精神的損害が生じうることを認めることによって、法人の非財産的権利・精神的権利の存在を確認しようとした、というものである¹。ただしそうになると、次に法人に非財産的権利が認められるのはなぜか、という疑問が出てくる。特に法人に人格権が認められるのか否か、ということ論じる必要がある。そこで、本稿では、法人の人格権に関するフランスでの法状況と議論状況を考察する。

法人の人格権に関して、日本では「〔法人は〕…親権・夫権・生命権・肉体上の自由権などは享有しえない。…人格権（姓名権・名誉権・精神的自由権など）を…享有しうる。」という見解²や「…独自の社会的実体を有する以上、名称権・名誉権…のような人格権は認められる。」といったこと³が述べられている。このように、名誉などの人格権に含まれる法益の

1 拙稿「フランスにおける法人の精神的損害」専修法学論集136号（2019年）73頁以下。

2 我妻栄『新訂 民法総則』（岩波書店、1965年）154-155頁。

一部は、判例及び学説上、法人に認められているが、その一方で、「…人格を前提とする、名誉、プライバシーなどの人格権も法人には認められないはずであるが、判例・通説は、名誉に信用を含め、財産的損害を問題にすることを認めるため、法人にも名誉を認めている…」という記述もあり⁴、理論的な説明の不足が示唆されている。それゆえ、名誉など一部であるが法人に人格権を認める上で、それを説明する理論については、十分な議論がなされていないのが日本の現状と言えよう。このような中でフランスの議論状況を考察することは、日本における法人の人格権論を大きく展開させる役割が期待でき、さらには、人格権そのものに関する議論の深化に寄与しうるものと考えられ、日本における人格権法を進展させることにもつながり得るであろう。

こうした問題意識のもと、以下では、フランスにおける法人の人格権保護の現状について判例を示しながら説明し、そうした状況に対し学説はどのような反応を示しているのかを考察していく。そして最後に、フランスの法状況から日本の人格権法への示唆を導き出していきたい。

2. 法人の人格権保護

人格権の一つとして説明される、名誉、私生活、氏名については、自然人と同様に、法人にも法的保護が与えられている。そうした法状況をまずは確認していく。

(1) 名誉

フランスにおいて名誉毀損の事件は、1881年の出版自由法(Loi de 29 juillet 1881, sur la liberté de la presse)の適用によって解決されるが、法人

3 四宮和夫・能見善久『民法総則 第9版』(弘文堂, 2018年)118頁。

4 平野裕之『民法総則 第3版』(日本評論社, 2011年)68頁注67。

も名誉毀損の被害者となることが判例上認められており、同法を根拠とする訴権の行使も法人の名において行われている。

古い事件では、1937年7月10日の破毀院刑事部の判決において、定期刊行物の記事が株式会社の名誉と名声を侵害したとして、賠償金が命じられている⁵。反論権についても、1990年7月13日の法律（法律90-615号）により前記出版自由法第13-1条で団体の反論権が規定されているが、1956年11月6日の破毀院刑事部判決で、すでに法人による反論権の行使が認められていた⁶。また、法人への名誉毀損となるピラが配布された事件で、1976年10月12日の破毀院刑事部判決は、出版自由法の名誉毀損の定義規定が自然人と同様に法人の場合にも適用されるとした⁷。さらに、比較的最近の事例として、2000年4月20日の破毀院第二民事部の事件がある。事件の内容は次の通りである。フランス第1テレビのニュース番組において、語学の勉強のためにアメリカへ渡った50人の若者が、約束したホストファミリーのいないまま、ロサンゼルスのホテルで待機することになった旨の報道がなされた。さらに、被害にあった若者の親の中には、訴訟の提起を決めている者もいると報じられたので、報道において名指しされたナセル社は、「アメリカでの主催者の失敗があった。主催団体は返金を約束しており、子どもたちの安全も保障されている。ホストファミリーのいない子供たちが帰国を望むなら、帰国させる。」という自身の見解を別の時間のニュース番組で表明した。そして、こうした一連の報道はナセル社への名誉毀損であるとし、同社は出版自由法と補充的に民法1382条（改正前の不法行為の規定）を根拠として、フランス第1テレビを訴えた。これに対し大審裁判所及び控訴院は、損害賠償の請求を認め、破毀院も原審の判断を支持した⁸。

5 Cass.crim., 10 juill.1937 ; *Bull.crim.* 1937, n°147.

6 Cass.crim., 6 nov.1956 ; *JCP G* 1957, II, 9723.

7 Cass.crim., 12 oct.1976 ; *Bull.crim.* 1976, n°287.

(2) 私生活

まず、フランス国内法だけでなくヨーロッパ人権条約第8条1項「すべての者は、その私的および家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する」⁹をも根拠にして、法人の住居 (domicile)¹⁰の保護が判例上認められた。1995年5月23日の破毀院刑事部の判決であるが、自動車メーカーの走行試験場への侵入が罪に問われた事件である。シトロエン社が所有している実験センターは、新モデルの開発や既存車種の改良を目的にしたものであり、外部から見られないように高い壁で囲われていた。このセンターに侵入したため、被告らは刑事上の住居侵入と判断されたが、樹木に覆われて何百ヘクタールもある広大な敷地は刑法上の住居に当たらない、と反論した。これについて控訴院は、住居とは、主たる住所を有している場所だけを指すのではなく、そこに住んでいるか否かを問わず、そこが自分の住まいであると主張できる権利のある場所も指すのであるとした。そして、実験センターは高い壁で囲われ、常時警備員が配置され、開発した自動車の調整や改良のために、敷地内に整備したトラック場をシトロエン社は使用していたことを挙げ、同社は自分の住まいであることを主張する権利を有し、許可のない全ての人に対し同センターへの立ち入りを禁じることができるとした。この判断を破毀院は支持した¹¹。

ヨーロッパ人権条約の文言からも住居と私生活は密接な関連をもっているが、その後、司法判断は法人の私生活の保護について言及する。まず、2001年5月30日のエクサンプロヴァンス控訴院は、人格権と同一ではない

8 Cass.2^e civ., 20 avr.2000 ; *Bull. civ.*2000, II, n°65.

9 訳は、戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子編代『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、2008年）の資料I（492頁）を用いた。

10 「domicile」は居所 (résidence) との対比で、一般に「住所」と訳されるが（山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002年）180頁）、ここでは住居侵入が問題とされているので、「住居」とした。

11 Cass.crim., 23 mai.1995 ; *Bull.crim.* 1995, n°193.

が類似の権利を法人は有するとして、法人も自身の私生活への侵害を受けうると判示した¹²。さらに、2009年12月8日の破毀院商事部の判決では、法人の私生活尊重の権利が言及されている。この事件は、脱税の証拠を押収するため、マテックス社とその社長、そして社長の配偶者の占有する場所等で捜索と証拠書類の差押えを実行することが税務の行政職員に許可されたことに始まる。これに対し、マテックス社とその社長が異議を申し立てたが、異議は認められなかった。しかし、破毀院は理由の中で、私生活および住居への侵入は、追及されている目的と均衡が図られる旨を述べ、法人をこの文脈から除外しなかった¹³。

(3) 氏名権

法人の名前に関する利益について争われた事件としては、まず1966年12月5日の破毀院民事第一部の判決がある。事件の内容は次の通りである。1845年設立の「動物愛護協会」(Soc.Protectrice des Animaux)は、公益性が認められており、パリに拠点を置き、地方に支部を設けていた。この非営利社団(association)は、1938年に設立された「ヴィシー及びアリエ動物愛護協会」(Soc.Protectrice des Animaux de Vichy et de l'Allier)に対し、その名称と「S.P.A.」の略号の使用禁止を求める訴えを起こした。この訴えに対し控訴院は、非営利社団の名称は個人の属する姓ではなく、名称の先行的使用は争いを解決することにならないとし、さらに被告の名称使用は原告の信用低下をもたらすものでもないとして、訴えを棄却した。しかし破毀院は、原告の選択した名称が私権の対象となり得る独自の名称であるのか否かを吟味していないとして、控訴院判決を破毀した¹⁴。

その他にも、1988年11月8日破毀院民事部の判決がある。この事件は、

12 Aix-en-Provence, 10 mai 2001, *D.*2002.somm.p.2299.

13 Com.8 déc.2009; *Bull.civ.* IV, n°162.

14 Cass.1^{re}civ., 5 déc.1966; *Gaz.Pal.*1967, 1, p.117.

1920年設立の「フランス・ボーイスカウト」(Scouts de France)と1930年設立の「フランス・ガールスカウト」(Guides de France)という二つの非営利社団が、1980年に設立された「フランスカトリックボーイスカウト・ガールスカウト協会」(Association des scouts et guides catholiques de France)に対し、その名称の使用の中止と徽章の利用の禁止を求めて提訴したものである。控訴院は請求を認めなかったが、破毀院は、原告の両団体の名称が法的保護に値しうる独自性を帯びているのか否かという点、及び名称や徽章について混同が生じる危険が存するか否かという点について、控訴院判決は審理していないため、破毀差し戻した¹⁵。差し戻し判決ではあるが、法人の名称も混同からの保護が認められることを示すものと言える。

3. 否定説

上述の判例及び裁判例の傾向から、教科書では法人に人格権が認められている、という説明がなされている¹⁶。しかし、そのような解釈に否定的な立場の論者もいる。

(1) テシエ

テシエは、自身の教科書の中で法人を述べる際、法人の人格権について否定的な見解を示した。法人の場合であっても、商業的次元、財政的次元、社会的次元における評判が害されたときには、法的な対処がなされなければならないとするが、名誉権の救済については、過剰になっているのではないかと述べる。そもそも名誉という言葉自体、自然人の行動規範としての物差しである、と考えている。さらに、法人に人格権を享受させること

15 Cass.1^{re}civ., 8 nov.1988 : *JCP G* 1989, II, 21301.

16 P.Malaurie et L.Aynès, *Droit des personnes*, 8^eéd.2015. n°441.

も原則として認めない立場であることを明らかにしている。人格権は、それぞれの人間と切り離せないものであり、自然人以外のものに認めることはできないとする¹⁷。

こうしたテシエの見解は、教科書の法人に関する記述の中で簡単に言及されているだけで、根拠や理由などを細かく示してはいない。これに対し、次の紹介するロワゾーは、詳細な考察を行っている。

(2) ロワゾー

法人に人格権が認められないという点について、ロワゾーは、自身のテーゼの中で明確に述べていた。物とは対照的に、人間は尊重されるべき尊厳を有している。各人が人間性を尊重することが、人格権をすべての人間に帰属させ、そして人間に限定するようにしている。それゆえ、人間の尊厳がない法人は、プライバシーの権利も人格権も有しないとされた¹⁸。

その理由について、ロワゾーは、法人の社会的な役割を通して、法人の法的保護の現状を分析しながら、後に別の論文で述べている。まず、判例は、法人に対し、その社会的な存在意義を考慮して、人間と同じように保護し、同じ権利を与えている、とした。実際、法人の名誉、私生活、住居、氏名は自然人と同様に法的な保護が与えられている。現代社会の中での法人の位置づけを考えると、確かに、法人、とりわけ取引の主要な主体者たる会社には、経済的権利が認められ、財産や所有権が保護される、ということは異論なく受け入れられているが、人間の精神的要素に対する保護についても、法人に認めようと考えることには、疑問を呈している。法人の保護においては、人間の尊厳は関係しておらず、保護の対象となっている利益も、精神的利益ではなく経済的利益、職業上の利益である。こうした観点から法人の人格権が問題とされた事件を見ていくと、会社の名誉毀損

17 B.Teyssié, *Droit civil Les personnes*, 7^eéd.2008,p.418.

18 G.Loiseau, *Le nom, objet d'un contrat*, LGDJ, 1997, 142.

とされている事案は、不正競争行為とされるものであり、会社の評判は全く商業的なものであるから、脅かされる対象は会社のブランドイメージとなる。また上述した2009年の判決について、法人の私生活が言及されたが、これは行政職員による会社の資料の押収に伴う私的空間への侵入が問題とされた話であり、押収方法への異議申し立てが主たる内容と言える。その他、法人の私生活について論じられるものは、取引上の秘密に当たるものであり、自然人の私生活とは異なる。こうした事案を人格権や人権の概念を通して解決しようとするのは、適切ではないとする¹⁹。

そして、人間の価値を決定づける尊厳によって、人間の優位性を頂点とする価値の位階制が作られねばならないのに、法人も自然人も同じに扱う法主体の平等という考えが採られるのであれば、人間の条件の退廃へと至るであろう、と述べる²⁰。

4. 肯定説

上記のような否定説は、一部の論者によって主張されているが、多くの見解は肯定説に立っている。法人に人格権を認めることに賛同する者としては、まず、ケゼールを挙げることができる。ケゼールは自然人の人格権を法人に類推させる手法で説明したが、同じく肯定説に立つデュムランは、自然人と法人の人格権を分け、それぞれ独自の人格権を確立しようとした。デュムランはケゼールの説明を類推的アプローチ (*approche analogique*) と呼び、自身の見解を自律的アプローチ (*approche autonome*) と称したので、以下、その区分名称を用いながら、肯定説を記していく。

19 G.Loiseau, *Des droits humains pour personnes non humaines* : D.2011, p.2558. (p.2559-2561).

20 G.Loiseau, *Le droit des personnes*, 2016, p.67.

(1) 類推的アプローチ (ケゼール)

(a) 総論

人格権は法人に帰属しない、という考えは、法人に今日認められている性格を考慮に入れていないものだとする。自然人の法人格とは異なるが、法人は現実のものとして考えられるので、人格権に類似する権利 (*droits analogues aux droits de la personnalité*) が与えられている。ただし、これらの権利の中で、その存在が自然人の人格と必然的に結びついている権利だけは、法人に帰属しないとした。その上で、個別の権利ごとに考察を加えた²¹。以下、その内容を見ていく。なおケゼールは、名誉権を人格権の一つとして認めていないため²²、法人の人格権の考察においても名誉権は語られていない。

(b) 氏名

法人の名前は、自然人の名前と完全に同視することができない。なぜなら、法人の名前は法人によって選択されるが、自然人の名前はその人の親子関係によって付けられ、また、法人は名前を変えることができるが、自然人の氏名は原則として変わらないからだ。しかし、法人の名前は自然人の名前と同じ機能を有している。すなわち、法人の名前には、自らを名乗り、他の法人との区別をする機能があり、その点で法人は自らの名前に対して、自然人のそれと同じ内容の権利を有する。法人はあらゆる法的関係において、自らを名乗るためにその名前を用いる権利を有しており、その名前が独自の名称を構成して、その法人を識別することを可能にするので、別の法人による名前の僭称に対し、その名前を守る権利を有する²³。

21 P.Kayser, *Les droits de la personnalité Aspects théoriques et pratiques*, R.T.D.C.1971. p.490.

22 P.Kayser, *op.cit.*, p.455.

23 P.Kayser, *op.cit.*, p.490-491.

(c) 私生活

法人は、私生活尊重の権利に類似する権利を有する。その言葉の本来の意味において、法人は私生活を有さないとしても、法人は、外的活動と区別された、尊重されなければならない内的生活を有している。とりわけ会社の場合には、企業秘密の名で呼ばれている秘密を保持している。これらの秘密はどれも公表されてはならず、第三者からの無遠慮な詮索の対象にもなってはならない²⁴。

なお、この法人の私生活に関するケゼールの考えは、前記の2001年エクサンプロヴァンス控訴院判決に影響を与えたとされる²⁵。

(d) 法人に認められないもの

反対に、自然人のためだけに存在し、自然人と緊密な結びつきを有している一定の人格権については、法人に拡張されえず、法人はそうした権利を享受しえないとする。すなわち、身体に対する権利と肖像に対する権利がそれに該当する。また、著作者の精神的権利（著作者人格権）も、当時の著作権に関する法律を根拠に、そうした権利に含めている²⁶。

(2) 自律的アプローチ（デュムラン）

こうしたケゼールのアプローチに対し、デュムランは別のアプローチを提唱する。

(a) 問題提起

まず、デュムランは肯定説に立ちながらも、法人に人格権を認めると、多くの疑問と様々な困難を生じさせることになるとする。とりわけ、法人

24 P.Kayser, *op.cit.*, p.491.

25 D.2002.somm.p.2299, obs.A.Lepage [2300].

26 P.Kayser, *op.cit.*, p.491-492.

は法主体として特殊な性格を有しており、自然人と法人格のない団体との間に位置する存在でもあるから、自然人から法人へ、さらに法人から法人格のない団体へと人格権の保護が拡大していった場合、人格権制度が変容する恐れがあり、どのように人格権を認めていくのかが問われてくる。これに関しては、ケゼールを筆頭に、自然人の人格権を類推して法人に人格権を認めていく手法が主張されている。しかしデュムランは、こうした類推的アプローチについて、自然人と法人の相違を覆い隠してしまうとして、批判的に捉えている。そして自然人の人格権の類推ではなく、法人独自の人格権を認めていくべきだとした²⁷。

(b) 類推的アプローチへの批判

仮に自然人の人格権から類推していくとしても、そもそも自然人の人格権の輪郭が明確ではないので、そこから類推しても人格権の内容に対する不安定さを強めるだけであるという。さらに、法人には肉体がないので、身体的な法益は自然人にしか認められないことから、法人の人格権は自然人の人格権からそうした法益を差し引いた人格権（値引きされた人格権）という扱いになるおそれがあるとする。こうしたことから、自然人の人格権から類推する手法は、法人の人格権を広げることなく複雑にするものだとした²⁸。

また、人格権と法人格との関係からも類推的アプローチの不適切性を指摘する。自然人の場合、人格権と法人格は、誕生によって取得され、死亡によって失われるという点において共通する。しかし、法人の場合にはそうした共通性がないという。まず、誕生においては、法人の誕生は設立登記によるものと考えられるが、正式に設立される前であっても、法人の設

27 L.Dumoulin, *Les droits de la personnalité des personnes morales*, *Rev.sociétés* 2006, n°4-6.

28 L.Dumoulin, *op.cit.*, n°12.

立者は法人格の取得を待たずに「設立中の法人」の名において活動を始める。このような場合、法人格の取得と人格権の取得に不一致が生じ、自然人の人格権を類推するのであれば、設立中の会社が誹謗されたとき、法人格がないので人格権の理論は援用されないことになるのか、設立段階でも人格権を認め保護されるのか、という問題が生じる。そして法人格の終了においても、法人には自然人と違い、生と死の間である吸収合併がある。吸収された法人は法人格を失うが、人格の諸要素は吸収した法人に引き継がれていく。それゆえ、法人の場合、法人格と人格権との類似性がないので、自然人と同様に考えることができず、類推的アプローチは不毛な手法であるとした²⁹。

さらに、保護手段についても類推的アプローチの説明が適していないことを指摘する。裁判例において法人の私生活が語られたが、これに対して、自然人の私生活の権利は加害者側の報道の自由・権利によって害されるが、法人は情報の開示が法律により義務付けられており、同列に扱うことができないとする³⁰。また、法人の場合、人格的要素の侵害においては、人格権による保護だけでなく、不公正競争 (*concurrency déloyale*) の訴権や偽造の訴権が適用されるのに対し、自然人の場合にそうした訴権が並置されることはほとんどない、とうことも相違点として挙げた³¹。

(c) 自律的アプローチ

では、デュムランの主張する自律的アプローチを採った場合、どうなるのか。このアプローチは、法人独自の人格権を確立し、さらに人格権そのものの再検討を行うので、自然人の人格権にも影響を与えるものだとする³²。

29 L.Dumoulin, *op.cit.*, n°13-17.

30 L.Dumoulin, *op.cit.*, n°20.

31 L.Dumoulin, *op.cit.*, n°21-23.

まず、法人独自の人格権を確立するには、法人の共通要素を見出さなければならぬ。法人には多様な種類のものがあり、「自然人ではないという事実」以外に共通点はないとする見解もあるが、デュムランはそれを否定し、法人には「組織化すること」と「目的を遂行すること」という共通点があるとした。このことから、法人の人格権は、組織的人格と機能的人格を対象とすることになる。前者は固有の名称、国籍、住居など、組織体としての法人の人格を指す。後者は、目的を追求し、そのために行動することを指す人格である。後者の人格は、匿名組合 (*société en participation*)、共同投資基金 (*fonds commun de placement*) など、法人格を持たないが独自の活動を認められている団体にも存するものといえ、既存の人格権理論に反する結果となる。つまり、法人格のある者に人格権は帰属するという既存の人格権理論によれば、法人格を持つ法人に人格権は認められても、法人格のない団体には人格権はないことになる。しかし機能的人格も人格権による保護の対象になるとするならば、法人格のない団体も人格権の恩恵を受けることになり、既存の人格権理論に反するという問題が生じる³²。そしてこのことは、法人の人格権は法人格のない団体にも認められ、自然人の人格権とは異なるものと言え、このような異種の内容の利益を同じ人格権で表すことが可能であるのか、両者は接近し得ない物ではないのか、という疑問にも繋がりうる。

これについてデュムランは、人格権の説明を根本的に見直すことで解決できるとする。すなわち、人格権を「共通の人格権 (*droits communs de la personnalité*)」と「特殊な人格権 (*droits spéciaux de la personnalité*)」に分けて説明する、というものである。共通の人格権は、自然人も法人も共通して有する人格権であり、氏名 (名称)、住居、名誉・名声などがこれに該当する。他方、特殊な人格権は、それぞれに固有の人格権であり、

32 L.Dumoulin, *op.cit.*, n°27.

33 L.Dumoulin, *op.cit.*, n°29-38.

身体的な法益については、法人は肉体を有しないので自然人にのみ帰属し、逆に自然人は目的遂行のために存在しているわけではないので、機能的人格の構成要素は法人にのみ帰属する³⁴。このような説明は、実務上の取り扱いにおいても違いが出てくると述べる。例えば、私生活の保護について、自然人の場合には私生活尊重の権利を用いて、民法9条を根拠にすることになるが、法人の場合には不公正競争の訴権により民法1382条（改正前旧規定）を用いることになる³⁵。

このようにデュムランは、法人に人格権を認める際に生じる問題を指摘した上で、新たな人格権理論（「共通の人格権」と「特殊な人格権」）を提示することにより、これを解決しようとした。こうした手法は、法人の人格権論だけにとどまらず、自然人のそれをも含めた、人格権論全般に影響を与えるものと言えよう。しかし、同じ肯定説のマルトロンは、このデュムランの手法に反対している。

（3）自律的アプローチに対する批判（マルトロン）

上述したデュムランの自律的アプローチに対し、マルトロンは次のような批判を述べた。まず、法人に固有の人格権のカテゴリーに含める「機能的人格」について、これは目的追求に関連する全ての諸要素を指しているが、各法人の特性を構成する要素とはなりえないとする。なぜなら、各法人が同じ目的を追求している、ということは稀ではないので、それぞれの法人の特性を、追求している目的から区別することができないからだ。A法人の名称をB法人が使用した場合、同一性に混同を生じさせるので、A法人の人格を侵害することになりうるが、A法人の追求している目的と同じ目的をB法人が追求したとしても、A法人の人格を害することにはならない。それゆえ、目的の追求は人格の要素になりえないとした。

34 L.Dumoulin, *op.cit.*, n°39-41.

35 L.Dumoulin, *op.cit.*, n°42.

また、「組織的人格」についても、同様の批判が成り立つとしている。デュムランによると法人は、監視機関と執行機関の二元制あるいは理事会とその長の一元制によって指揮管理されているが、こうした指揮管理の選択は、各法人の独自性があらわれているので組織的人格の中に分類されている。しかし、このような指揮管理の特性は法人の人格に属するものではなく、各法人の特異性を明確にしない。つまり、侵害されても法的保護の対象にならないので、法人の人格を構成しえないとした。そして、法人の人格権の自律的アプローチは、自然人とは異なる法人の独自性を明らかにしようとしたが、法人独自の人格を示すことができていないので、実際には逆説的に、自然人と法人に共通する権利を明らかにすることとなったと論じた³⁶。

それゆえ、マルトロンは類推的アプローチを採り、伝統的な人格の三分法を支持した。人格を身体的人格、精神的人格、社会的人格に分けたとき、自然人にはこれら三つが認められるが、法人には身体的人格がないので、法人に身体の完全性の権利が帰属しないのは明らかである。ただし、それ以外の精神的人格と社会的人格は認められるとして、自然人と法人の相違点を指摘した³⁷。

5. 結び

最後に、フランスにおける法人の人格権に関する議論が日本の人格権論に対して、どのような意義をもたらしているのかを検討してみる。

36 H.Martron, *Les droits de la personnalité des personnes morales de droit privé*, Presses universitaires juridiques de Poitiers, 2011, n°126.

37 H.Martron, *op.cit.*, n°127-131.

(1) 日本の議論状況

法人の人格権に関連する議論については、近年の代表的な文献において次のように説明されている。

「法人の技術的意味の根源は、法人が自然人と同様に権利義務の主体である1人の人として扱われることにあるとされている。…すなわち、生きている個人が近代社会の法主体性の第1次的基礎であり、それ以外の主体は、生きている個人の類推によって『擬人化』されて、法人という記号で指示される…。こうした理解からは、法律関係の単純化、および、法人を自然人と等置することが法人設定の実践的な法技術的意義ないし効用ということになろう。」

「かかる単純化は法技術的には、法人を自然人と等置することによって(『擬人化』)、もたらされている。そのために、名誉権などの人格権(最判昭和39・1・28民集18巻1号136頁)、あるいは、政治的自由などの基本的人権の享有主体性(最大判昭和45・6・24民集24巻6号625頁〔八幡製鉄政治献金事件])が問題となりうるのである…。」³⁸

こうした説明は、フランスの類推的アプローチに近いものと考えられ、最高裁昭和39年判決の印象が強いためか、人格権については名誉が主として挙げられている。ただし同判決が「無形の損害」という概念を用いて、精神的損害の問題としなかったため、人格権を巡る自然人と法人の類似点や相違点については、深く議論されることはなかった。これに対し、法人の基本的人権に関しては、憲法上も論じられている問題であるが³⁹、民法の次元では、定款所定の目的の範囲内か否かという民法34条の解釈として扱われている。そこでは、法人の分析を通じて、権利能力制限説、行為能力制限説、代理権制限説などが主張されてきたが、人格権に関連させた議論はなされていない。法人の人格権に関するフランスでの議論は、日本で

38 山野目章夫編『新注釈民法(1)』(有斐閣, 2018年) 664-665頁〔後藤元伸〕。

39 芦部信喜・高橋和之 補訂『憲法 第7版』(岩波書店, 2019年) 89-92頁。

は十分に検討されていない部分に焦点を当てており、次に述べるような利点を提示している。

(2) 人格権の再構成

デュムランが指摘したように、法人の人格権の問題は人格権概念の再検討、さらには再構築へと繋がっていく。実際、法人の人格権に関する議論を分析したフランソワ・ルソーは、人格権概念と人間の尊厳の概念間の関係を深く掘り下げてからでなければ、この問題の解決は難しいと述べ、人格権概念の再検討の必要性を示唆している⁴⁰。法人に認められている名誉や氏名に関する利益も、それを人格権と位置付けるか否かも含め、その内容について分析することで、自然人の人格権をより認識できるであろう。

(3) 自然人と法人の相違

否定説のテシエは、人格権を生身の人間に起因する権利として位置づけ、人間以外には認められるはずのないものと考えた。ロワゾーは、他の法主体への人間の優位性、人間の尊厳を基軸にして法人の人格権を考察し、法人と自然人は与えられる法的保護が類似しているが、その内容は異なり、自然人の保護には人間の尊厳の保護がともなっているが法人はそうではない、という点を重視した。法人に人格権が認められない理由もそうした相違点に求めている。法人の活動が社会において重要性を増し、自然人と法人が法的な扱いにおいて同一視される状況の中で、否定説は法人に人格権を認めないことで人間の独自性を示そうとしたのかもしれない。だが他方で肯定説においても、自然人にしか認められない人格権を論じ、あるいは自然人の人格権を「本家」とし、法人の人格権を「分家」のように捉え、

40 Jean-Christophe Saint-Pau (sous la direction de), *Droits de la personnalité*, 2013.n° 158 (F.Rousseau). ただし、「人間の尊厳」の部分は、その後に人間の尊厳を扱う章が続いていることを意識したもの、と読むこともできる。

自然人の法人に対する優位性を、人格権を通して明示しているとも解される。これに対し、デュムランは、自然人の人格権と法人の人格権を別個のものとする事で、人格権概念の再構築を目指した。これも自然人と法人の違いを、人格権を通して明らかにしようとするものと言える。

法人の人格権に関する議論は、人格権概念そのものの再検討を副生させたが、それだけでなく、法人とは異なる自然人の特性、自然人の存在意義やその優位性を改めて想起させるものである。否定説も肯定説も、法人にはない自然人のみに認められる法益の存在を想定している点では共通している。そうした法益を考察することが、人格権の本質を明らかにする上で、必要となるだろう。